

議案第6号

目黒区児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区児童育成手当条例の一部を改正する条例

目黒区児童育成手当条例（昭和46年10月目黒区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区児童育成手当条例第4条第2項の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

（説明） 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区児童育成手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(支給要件) 第4条 (現行に同じ。) 2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童育成手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2)・(3) (現行に同じ。)	(支給要件) 第4条 (省略) 2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童育成手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2)・(3) (省略)